

○東京藝術大学COI研究推進機構要項

〔平成 27 年 3 月 26 日〕
制 定

改正 平成29年12月21日 平成30年 4 月10日
平成31年 3 月28日 令和 3 年 5 月25日

(設置)

第1条 本学にセンター・オブ・イノベーション (COI) 研究推進機構 (以下「機構」という。)を置く。

2 機構を置く期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。

(目的)

第2条 機構は、文部科学省の革新的イノベーション創出プログラムに採択された「感動」を創造する芸術と科学技術による共感覚イノベーション拠点

(以下「COI 拠点プロジェクト」という。)を形成し、日本の文化立国と国際的な共生社会の実現に向け、文化教育コンテンツ及び国際関係の構築に資する文化外交アイテムの社会実装を推進することを目的とする。

(職員)

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、COI 拠点プロジェクトに特任教員、特任研究員、特任事務職員、非常勤講師及びその他必要な職員を置くことができる。

(組織)

第4条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

(1) 機構長

(2) 副機構長

(3) サブ・プロジェクトリーダー 若干人

(4) 研究プロデューサー 若干人

(5) サブ・研究リーダー 若干人

(6) シニア・リサーチャー 若干人

(7) リサーチ・アドミニストレーター (以下「URA」という。) 若干人

(8) その他、機構長及び副機構長が必要と認めた者

2 機構長は、COI 拠点プロジェクト全体の運営と研究開発活動を統括する企業側のプロジェクトリーダーをもって充てる。

3 副機構長は、機構の運営支援等の本部機能、研究開発活動の研究戦略・企画等をサポートするCOI 拠点プロジェクトの本学責任者である研究リーダーをもって充てる。

4 サブ・プロジェクトリーダー、サブ・研究リーダー及びシニア・リサーチャーは、COI 拠点プロジェクト参加者のうちから機構長及び副機構長が指名する者をもって充てる。

5 URAは、COI 拠点プロジェクトの推進のために採用した特任研究員をもって充てる。

(運営会議)

第5条 機構に運営会議を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) COI 拠点プロジェクトのうち重要事項に関する事
- (2) 機構の運営に関する事
- (3) 教員及び研究員等の採用等に関する事
- (4) 研究開発遂行上のマネジメントに関する事
- (5) 研究開発により得られた知的財産権等に関する事
- (6) その他、機構長及び副機構長が必要と認める事

2 運営会議は次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) サブ・プロジェクトリーダー
- (4) 研究プロデューサー
- (5) サブ・研究リーダー
- (6) その他、機構長及び副機構長が指名する者 若干人

3 運営会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

4 議長は運営会議を主宰する。

5 議長に事故あるときは、副機構長がその職務を代行する。

6 第2項第5号に掲げる構成員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、構成員に欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
(研究計画等の承認)

第6条 機構の研究計画、体制、予算計画は、運営会議の議を踏まえて機構長が決定するものとする。

(庶務)

第7条 機構に関する事務は、社会連携課が行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要項は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要項は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月10日から施行し平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年5月25日から施行する。